

VI 推進方針

めざすべき都市像の実現に向けたまちづくりの
推進に関する方針等について示します。

1 まちづくりの実現に向けて

このマスタープランに示す目標やめざすべき都市像を実現するためには、全体構想・分野別および地域別構想の視点を踏まえながら、身近な地域や地区ごとのまちづくりを積み重ねていくことが大切です。そのためには、まちづくりのテーマを定め、戦略的な視点を持ち、地域住民等が主体的となって継続的に取り組んでいく必要があります。

(1) まちづくりの実現に向けた考え方

まちづくりの実現に向けた取り組みには、「ととのえる」「つくる」「つかう」という視点があり、さまざまな事業や制度があります。

地区の目指すべきまちの将来像を定める「地区計画」や、区全体を良好な景観へと誘導する「景観計画」などは、「まちづくりのルール（ととのえる）」にあたります。

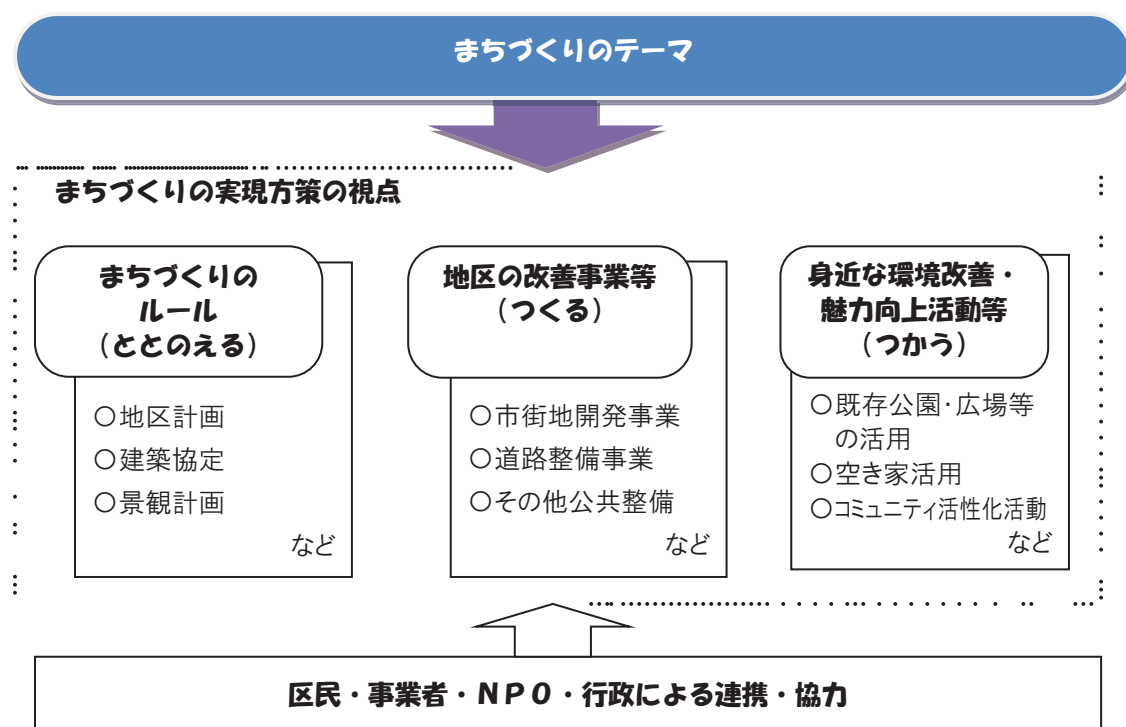
また、健全な土地利用や都市基盤の整備に向け実施される「市街地開発事業」や「道路整備事業」などは、「地区の改善事業等（つくる）」にあたります。

区内では、道路・公園等を活用した各種イベントが開催されていますが、こうした取り組みは「身近な環境改善・魅力向上活動等（つかう）」にあたります。

まちづくりは、地域の課題解決や魅力づくり、活力向上といった様々な目的の取り組みがありますが、こうした取り組みは、地域の主体となる住民をはじめ、事業者、NPO、行政など多様な主体が連携・協力しながら行うことが大切です。

今後も協治（ガバナンス）のまちづくりとして取り組んできた実績やノウハウを活かしながら、まちづくりを進めていきます。

■まちづくりの実現に向けた考え方



(2) まちづくりのテーマと戦略的な取り組み

まちづくりの目標に示す『すみだらしさ』を継承するためには、全体構想で掲げた4つの都市像を意識したまちづくりのテーマを設定し、具体的な取り組みを進めていく必要があります。また、テーマに関する課題、活かすべき資源などを整理し、重点的・優先的に取り組む戦略的な姿勢が大切です。

以下に、事業実施に向けた合意形成の円滑化や地区まちづくり計画の検討・策定の際の一助となるよう、すみだらしさを表現するまちづくりのテーマと取り組みの考え方の例を示します。

なお、地域の特性やまちづくりに対する住民等の意識の醸成、まちづくりの進捗状況等を考慮しながら取り組んでいく必要があります。

1) まちづくりのテーマ

まちづくりのテーマは、すみだらしさを表現する特徴的なものとして、「下町らしさ」、「ものづくり」、「災害に強いまち」などの例が考えられます。

まちづくりのテーマに関連する地区や資源などを抽出・整理するにあたり、まちづくりのテーマを意識した上で、まちに興味を持ち、『すみだらしさ』につながる要素を考えます。

また、テーマに取り組むにあたり、既存組織等の活性化策など「マネジメント」の視点でまちづくりを継続していくことが重要です。

■まちづくりのテーマと関連する地区・資源

【まちづくりのテーマ（例）】

【関連する地区・資源など（例）】

①下町らしさ (まちなみ、コミュニティ) ⇒p218	・路地や長屋、コンパクトなビルが立ち並ぶなど親しみやすさを感じさせる都市空間がある ・歴史的資源やすみだらしい伝統ある暮らしなどが継承されている
②ものづくり (産業、文化) ⇒p220	・まちなかに伝統工芸や中小のものづくりの工房等がある ・職人やクリエイターが暮らす地域の歴史や生活スタイルがある ・音楽やアート、様々な文化活動がまちの活力につながる地区
③災害に強いまち (地震・火災・水害) ⇒p222	・まちの安全性や防災機能を高める必要がある ・被災した場合に早急な復旧・復興が特に必要な地区 ・被災時に、地域に暮らし・働き・訪れる人々との連携が特に必要な地区
④マネジメント (資源の活用、場所づくり、組織運営) ⇒p224	

2) 戦略的な取り組み

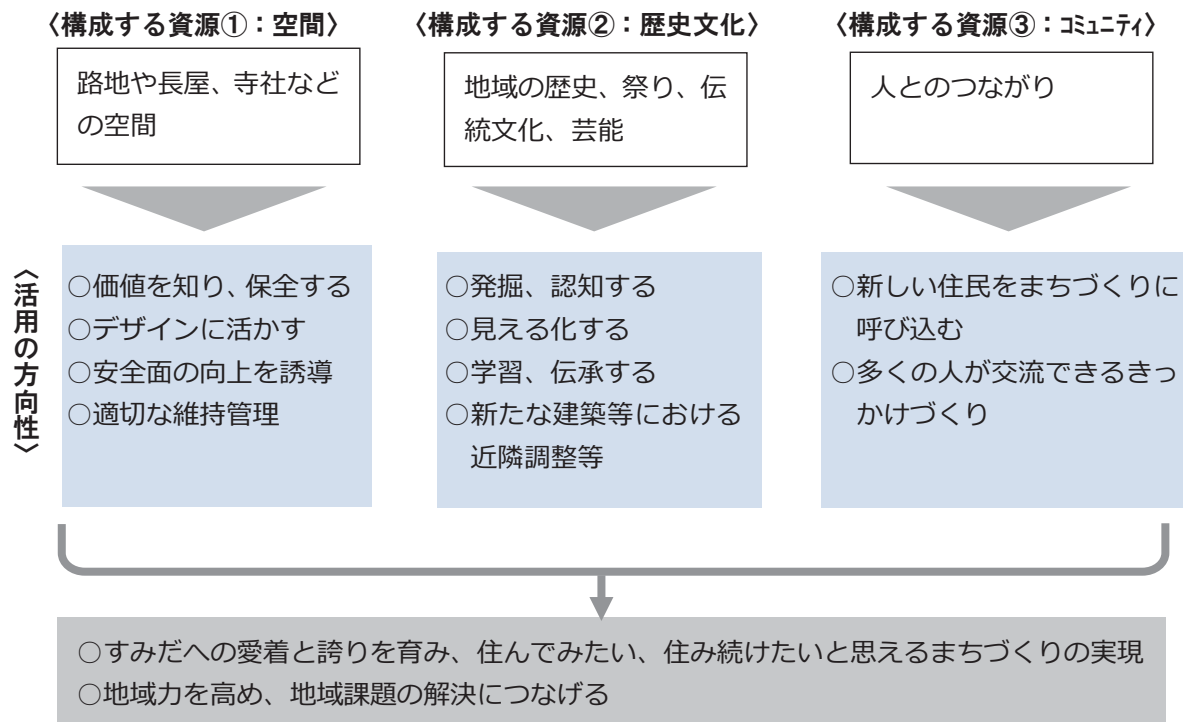
①下町らしさ（まちなみ、コミュニティ）

【まちづくりの実現イメージ】

まちなみに残る路地や寺社、都市的な市街地に見え隠れする歴史的遺構や祭礼、そこで暮らす人々のつながりなどは、すみだの「下町らしさ」を象徴する風景の一部です。

歴史及び文化を踏まえつつ、常に新しい文化を吸収し、人々の心意気を大切にする「粋」なまちづくりを進める視点から、新たな下町らしい魅力を持った空間づくりと、地域力を高める人々の意識やつながりなどを強化するまちづくりをめざします。

【資源と活用の方角性】



◇墨田区まちづくり事例：「路地尊」＝雨を集水して災害時の水源化する路地のシンボル

路地尊とは、路地の安全を守るシンボルです。
 名前の由来は、「地域のコミュニティの場であり、災害時には避難路になる路地を大切にしながら自分たちの手でまちを守ろう」という考えから、その名が付けられました。
 当初は、防災用具等を収納するストリートファニチュアとして考案されましたが、第2号基から近隣の屋根に降った雨水を集水して利用するシステムが導入され、草花への水やりや子供の水遊びの場として、また災害時の水源として地域で活用されています。
 災害時にも使えるよう、手押しのポンプで水をくみ上げます。



（墨田区 HP「路地尊」より）

【「下町らしさ」への取り組み方策(例)】

ととのえる

地域ルール等の策定、近隣との調和に配慮した仕組みづくりの検討

- 地域に合った下町らしさを創り出すためのビジョンやルールの検討
- 歩行者空間や小広場を確保するなど、地域に開かれた共有スペースを生み出すルールの検討
- 下町の風情を残し、周囲のまちなみとの調和に配慮した建築計画やデザイン等の誘導
- 地域内外で地区まちづくりを支える人々の交流促進

つかう

下町らしい魅力ある空間の積極的な活用と魅力の発信

- 地域の身近な交流の場である路地空間の活用
- 気軽に集まれる居心地のよい身近な施設や公園・広場の適切な維持・管理
- 下町らしい風情と変化に富んだ道路形態を活かしたまちなみの魅力発信

つくる

歩行者空間、交流空間の形成

- 高齢者や子どもたちが安全に安心して歩ける歩行空間や身近な公園・広場の確保
- 健康づくりや交流の場として機能する空間づくり
- まちの成り立ちや由来に関する案内板の設置
- 地域固有の歴史や文化を伝えるデザインを取り入れた広場等の整備

連携・協力

地域コミュニティの活性化、情報発信

- 区民等との協働による「下町らしさ」に関する資源発掘・整理
- 地域の担い手となる人材発掘・育成や情報交流を促進
- 防災に係る地域の取り組みの推進や、地域の課題解決につながる担い手同士の活動の活性化
- 多くの区民が地域に愛着を持つとともに、積極的に地域活動へ参加するような啓発や情報発信

【区民・事業者の取り組みの方向性】

○区民

- ・地域の資源の発掘や共有化への参加、地域に住むお年寄りから聞いた歴史や文化の記録作成などの協力
- ・地域の見守り活動への参加
- ・地域の公共空間の運営への参加
- ・空き家を活用した、地域の拠点づくり・維持管理への協力

○事業者

- ・地域の公共空間を活かした交流機能等サービスの提供・運営

②ものづくり（産業、文化）

【まちづくりの実現イメージ】

まちなかに多く存在する大中小、多種多様な工場を都市の資産として、事業継続への地域理解や支援、地域コミュニティとの交流と貢献、都市の経済活動の向上につながる活動を促進し、住宅・工業の共存共栄するまちを目指します。

【資源と活用の方向性】

〈構成する資源①：製造の場〉

まちなかの町工場や
作業所、大規模事業所

〈活用の方向性〉

- 産業用地の維持保全、都市のストックとして活用する
- 地域住民の理解に基づく操業環境・住環境の調和を見出す

〈構成する資源②：産品〉

伝統産業及び繊維、機械、生活用品等

- 地域の文化、日常生活文化としての価値を発信する
- 製品や技術のコラボレーションや地域産品利活用を推進する

〈構成する資源③：担い手〉

アーティストや学生、
研究者、技術者

- 新たな事業展開、起業を支援する
- 就業環境を充実する

- ものづくりと場所づくりをつなぎ、地域の活力を高めるまちづくり
- 産業振興、後継者育成につながる交流と定住につなげる

◇墨田区まちづくり事例：スミファ

「スミファ」は、一般の方どなたでも墨田区のまち工場を巡って、職人と話し技術に触れ、ものが作られていく“現場”を肌で感じることのできるイベントです。

区内の複数の企業や各種団体の協力により実施され、生産者や職人とじかに交流できる工場見学、機械や素材に触れてものづくりを体験できるワークショップ、工場を巡るツアーなど、毎年様々な企画・プログラムが用意されています。



(スミファ HPより)

【「ものづくり」への取り組み方策(例)】

ととのえる

ものづくりの環境を守り、住まいと
共存できる環境の形成

- 日用品等の製造業や伝統工芸など、ものづくり産業や文化の継承・育成
- 社会構造の変化をふまえ、職住近接したもののづくりの環境が維持できるような土地利用や建築物のルールのある在り方の検討
- 産業振興と地域で暮らす人々を支えるまちづくり

つかう

ものづくりイメージの活用や、事業者間ネットワークの促進

- 観光交流やまちのイメージアップ推進のための、すみだの産業や商品・技術等の活用
- 空き工場等のリノベーションにより、大空間を活かしたアート活動や観光資源として役立てるなど、新たなビジネスを生み出す場としての活用

つくる

ものづくりに触れる機会の創出及び回遊性の向上

- 新ものづくり創出拠点の活用などにより、区内の各種製造業業者や芸術活動・アーティスト、区民等の連携・交流の創出
- 地場産業を観る・触れることができるイベントの開催や地域の歴史・文化、公園等の資源とあわせた観光案内の充実
- すみだのものづくりの姿勢や考え方を織り込んだ、ものづくりブランディングの推進

連携・協力

ものづくりのまちとしての、情報発信と人々の交流を支援

- ものづくりの場を守るための、製品開発や宣伝・普及、後継者育成支援
- 多くの区民がすみだ生まれの製品に愛着を持ち、地域の魅力として受け止められるような情報発信

【区民・事業者の取り組みの方向性、期待する役割】

○区民

- ・すみだの地場産業や住工共存というすみだのまちの特徴への理解、意識の醸成
- ・地域の成り立ち、ものづくり文化への理解
- ・地域コミュニティや住民・事業者間交流の場への参加、活動の促進

○事業者

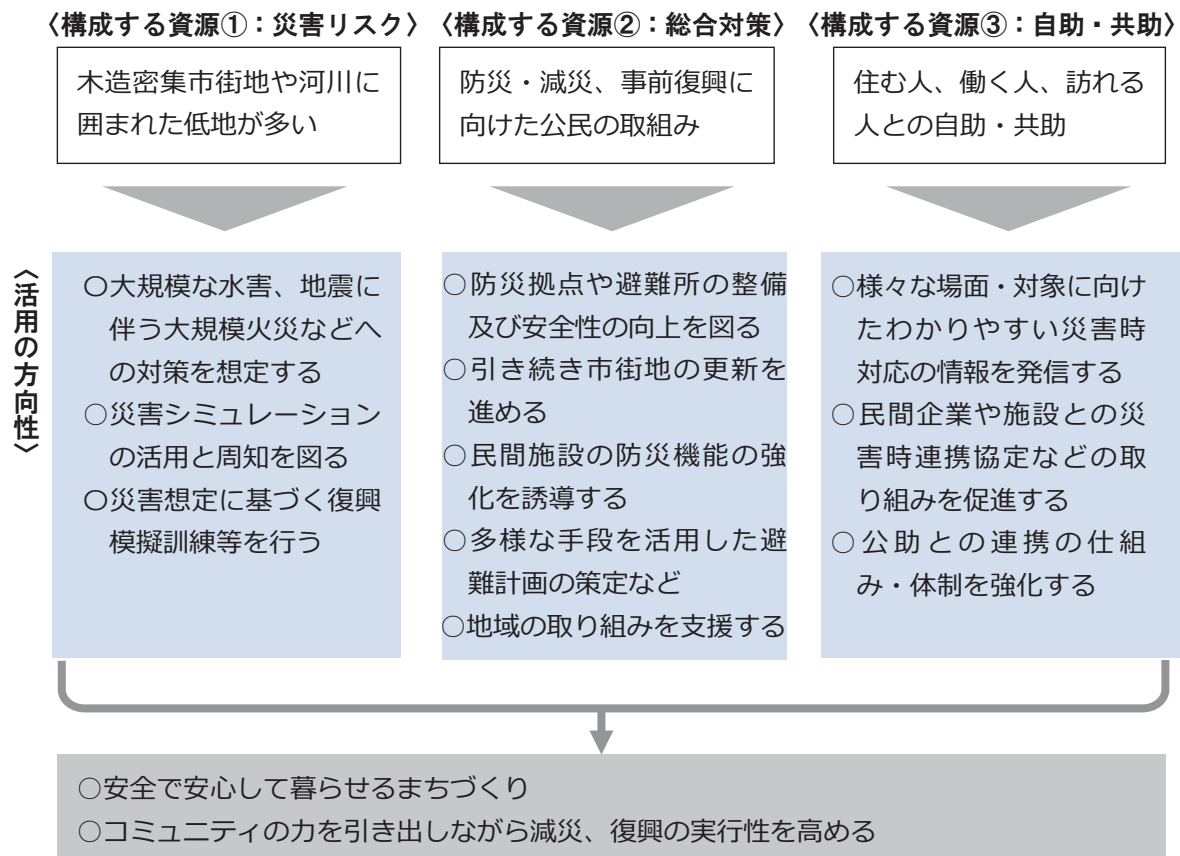
- ・地域との交流、活動の場・機会づくり
- ・区内各事業者や異業種間での交流の場・機会への参加

③災害に強いまち（地震・火災・水害）

【まちづくりの実現イメージ】

地震・火災、水害など各災害のリスクや複合的な災害リスクが想定されていますが、ライフラインや公共施設の整備、民間開発による市街地の更新を通じて、市街地の防災性向上を図るとともに、大規模な災害が発生しても迅速な対応ができるよう、地域の住民や就業者、事業者など多様な主体の連携を促し減災対策と復興準備を進めます。

【資源と活用の方方向性】



◇墨田区まちづくり事例：燃えない家改修工事の展示と地域の寄合い処づくり「ふじのきさん家」

ふじのきさん家はこのまちで安全、安心に住み続けていくための拠点として平成 25 年3月末にオープンしました。篤志家のご協力により老朽木造家屋をお借りし、また、墨田区耐震化推進協議会（住宅リフォームなどを手掛ける建設業界の組織）の全面的な協力の下改修整備を進め、寄合い処は「ふじのきさん家」と命名されオープンしました。地域で多くの方に利用されている「ふじのき公園」から近いこと、藤が「歓迎」を意味する花言葉であることから名前がつけられました。また、誰もが気軽に訪れ、親しみを込めて呼んでいただけるように、「〇〇さんち」といたしました。

木造密集市街地エリアの方々との地域の絆を高め、地域防災力の向上を目指していく施設として、NPO 法人燃えない壊れないまち・すみだ支援隊が地域の皆様と共に運営しています。

（ふじのきさん家 HP より）



【「災害に強いまち」への取り組み方策(例)】

ととのえる <u>災害予測、緊急時対応、発災後の早期復興に向けた事前準備の充実</u> ○大規模な施設や不特定多数利用施設における近隣住民との協働による防災対策の促進 ○人口変動や土地利用現況等に基づく、地域ごとの災害リスクに応じた災害対策の継続的検討 ○災害の種類に応じた、被災直後から復旧・復興対策までの対応に関する事前準備計画等の検討	つかう <u>災害対策に伴う地域のまちづくり資源の発掘、活用</u> ○災害の種類に応じた避難施設等の適切な配置検討や民間施設との連携等による地域ぐるみの減災対策の強化・促進 ○水上交通を利用した広域避難など、舟運の活用による地域の魅力づくりとあわせた防災まちづくりの推進
つくる <u>災害に強い建築や都市施設整備の推進</u> ○木造密集市街地における主要生活道路の整備や建築物の不燃化・耐震化促進事業の継続的な取り組み ○公共施設や民間施設の改修や建替えなど、更新にあわせた防災機能の強化・充実や身近な一時避難場所の確保 ○地域住民や事業者等による、消火器設置場所や避難経路等に関する地域防災マップの作成	連携・協力 <u>災害リスクに備える住民意識等の育成</u> ○建築物内の防災性向上に資する設備や備蓄の充実、避難の定期的実施による防災意識の醸成など、自助訓練・共助の強化・拡充 ○住商工が共存する環境を活かし、地域が連携した防災体制づくりや避難訓練の実施など、地域活動とあわせた地域の防災力向上につながる取組みの支援・促進 ○民間企業やコンビニエンスストア等との連携による、災害時の一時避難や指定公共機関との協力体制の検討・構築

【区民・事業者の取り組みの方向性、期待する役割】

○区民

- ・地域の防災まちづくり活動の実施や参加、課題解決に向けた検討
- ・防災意識の向上、平常時の避難訓練等への参加
- ・防災情報の確認や備蓄など自助の備えの充実

○事業者

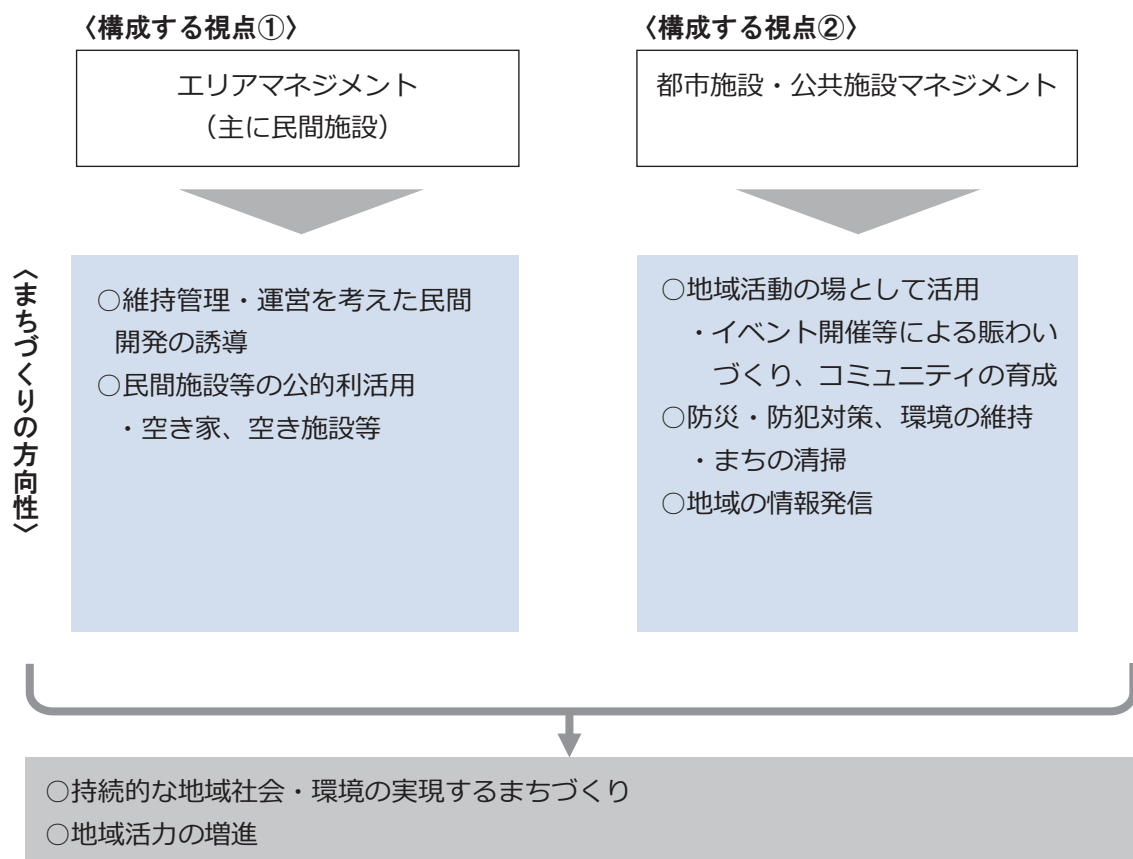
- ・地域の自治会等との協働による防災訓練の実施、参加
- ・災害時の一時避難や救助活動の支援など、共助の備えの充実

④マネジメント（資源の活用、場所づくり、組織運営）

【まちづくりの実現イメージ】

まちづくりのテーマに関する地域資源の利活用など、区民や事業者等が主体となったまちづくりを継続しつつ、地区ごとの魅力や価値を高め、活力ある地域社会を維持し、すみだらしいまちづくりにつなげていきます。

【視点とまちづくりの方向性】



◇墨田区まちづくり事例:「地区まちづくり団体の取り組み」

亀沢地区においては、「北斎通りまちづくりの会」が中心となって、「すみだ北斎美術館」の開館に伴う観光振興策として、イベントや講演会などを企画・主催してきました。平成29年には、地区計画変更と墨田区景観計画における景観形成重点地区の指定を併せて行い、建築物の色彩基準を定めるなど、亀沢地区におけるきめ細かな景観形成の誘導が可能となりました。現在では、北斎通り沿道の賑わい創出のほか住環境の向上に向けて、様々なまちづくりに取り組んでいます。



【「マネジメント」への取り組み方策(例)】

ととのえる

地区ルールの効果的な活用

- 地区まちづくりの基本的な考え方などは、地区計画や景観計画等を活用して長期的な地域の共通ルールとして定める
- 地区計画や建築協定、墨田区まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画の策定など様々な手法を使い分けて、地区の実情に応じたルールを定める
- 最初からすべてをルール化するだけでなく、地域が合意できるところから段階的に定めていくなど、効果的なルールづくりを検討

つかう

地域マネジメントの対象となる公共空間の発掘、活用

- 公共施設のオープンスペースを活用した区民提案や実験的取組みの実施など、区民活動を通じた地域に親しまれる魅力ある空間づくり
- 町工場や商店街など、地域性が表れた民間施設の維持・再生による地域の魅力づくり
- 「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設の総合的・計画的なマネジメントの推進
- 空き家や空店舗など防災・環境面での適切な維持管理について、所有者への働きかけとともに、地域でできることを検討

つくる

建築計画等を機に地域の生活環境の向上に資する施設等の導入

- 公共施設の新設、更新等における PPP や PFI など民間活力を活用した、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供
- 民間施設の開発や既存施設の建替え時に、規模、用途、立地条件等に応じ土地の高度利用などのバランスをふまえ、地域の課題解決やサービス機能の充実のための地域貢献施設の導入を誘導
- 地域のコミュニティ拠点づくり、高齢者や子どもたちの身近な居場所づくりとなる地域貢献施設の検討

連携・協力

地域ぐるみの取り組み支援

- 地域住民や事業者が主体となり地域の安全性向上、歴史・文化の継承、環境美化、にぎわいづくりなど、地域の魅力や価値を高める持続的な取り組みの支援
- 大規模施設の開発等における、住民との協働による維持管理・運営体制づくりの支援

【区民・事業者の取り組みの方向性】

○区民

- ・地域の課題・テーマに即したまちづくり活動の検討や参加
- ・公共空間の利活用に関する体制づくり、具体の提案や取組みへの参加

○事業者

- ・地域の賑わいづくりや環境の質的向上につながるビジネスの創出・展開
- ・商店と連携した憩いの場や、ものづくり産業の案内、地域を散策したくなるまちなどの演出等

(3) 地区まちづくりの進め方

墨田区では、地域の個性あるまちづくり、区と区民等が協働して行うまちづくりの実現に向けて、区民がまちづくりに参画できる総合的な仕組みやルール等の必要な事項を定めた「墨田区まちづくり条例」（平成 16 年 10 月 1 日）を制定しています。

地区まちづくりを進める際には、条例で想定している仕組み等を活用しながら効果的なまちづくり活動を進めていくことが考えられます。

平成 30 年度末（2018 年度末）現在、10 地区で本条例に基づく地区まちづくり団体が結成され、まちづくり活動を進めています。

【地域資源・資産の発掘・活用】

地域の歴史や文化、自然環境、ものづくりに係る施設や取り組みなど、固有の資源を活かし、地域の魅力や活力向上につなげていくとともに、住民等がそれらの価値を認識・共有化し、地域への誇りや愛着を育んでいくことが大切です。

地域資源を住民や事業者等が価値のある資産として保全・活用し、適切な維持管理・運営に関わる等、地域が主体となって魅力や価値を高める取り組みを支援します。

【地区まちづくり団体の立ち上げ、協議、人材育成】

様々な主体が連携し、協治（ガバナンス）のまちづくりを進めていく上で、相互の立場や考えを尊重しつつ、課題解決や将来像について話し合う場が大切です。区民等により自主的に地域のまちづくりを行うため、地区まちづくり団体の立ち上げや、将来像を検討し共有できる場づくりや活動を支援します。

あわせて、まちづくりのリーダー等の人材育成に係る講習会などを推進します。

【地区まちづくり計画の策定やルールづくり】

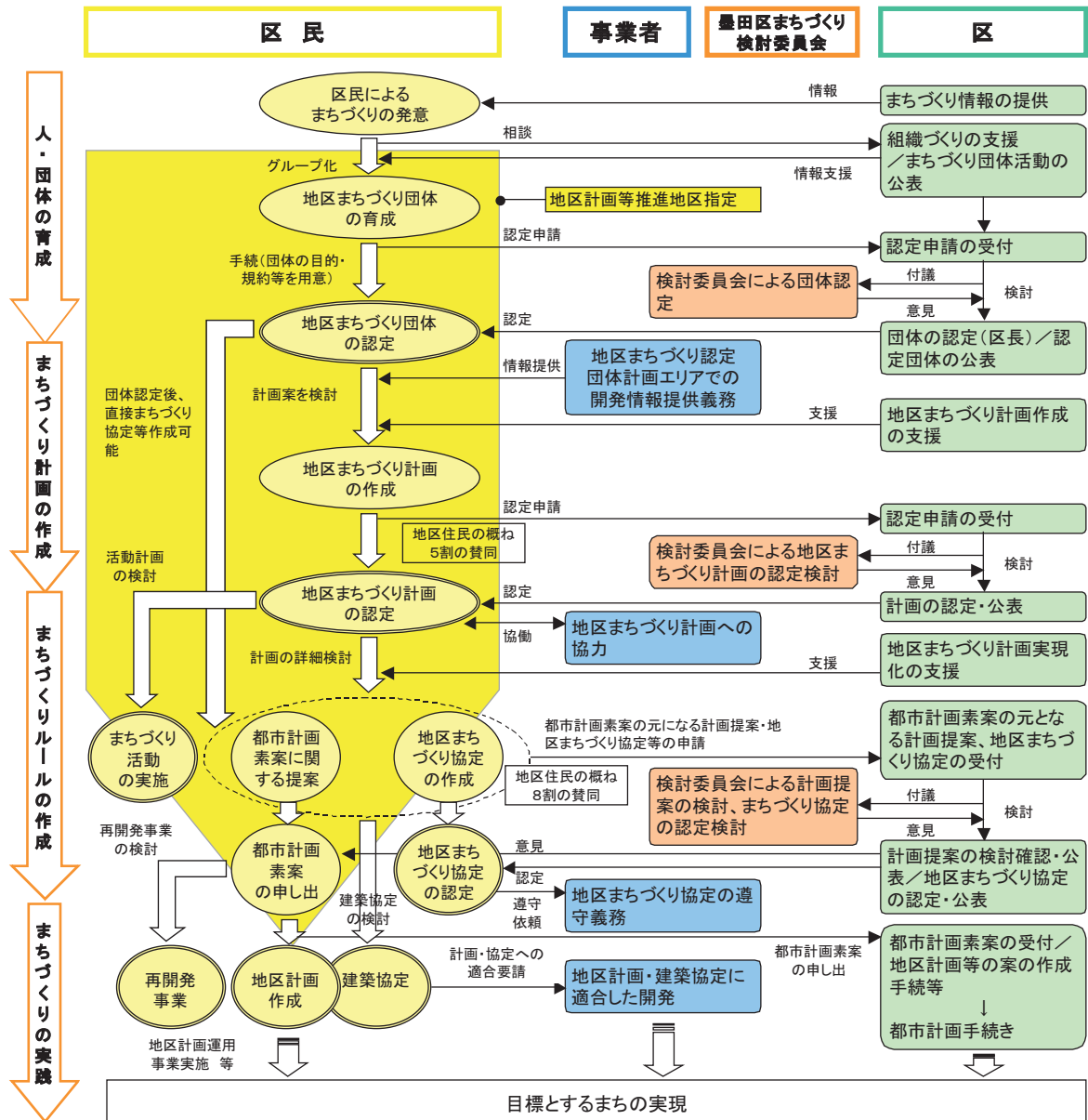
住商工が共存するまちでは、ライフスタイルの異なる多様な主体が集まって地域コミュニティが形成されています。昨今、集合住宅増加に伴う新たな住民が増加し、地域コミュニティの維持・継承などの問題が指摘されますが、多様な主体が関わる地域のまちづくりについて、暗黙のルールで成り立っていたコミュニティだけではなく、地域で検討協議を行い、各種活動の指針となる計画づくりやまちなみづくり等に関するルールづくりが重要です。そのための協議検討や計画の提案・策定、ルールの公的な担保など地域活動の支援を行います。

【地区まちづくりの実践】

地区の計画策定やルールをまとめた後、その内容を実践する活動を進めていきます。地区計画制度や各種法制度、事業手法を活用しながら、地区まちづくりを支援します。

また、各種団体との情報交換や連携によるまちづくりの取り組みなど、相乗効果によるまちづくり活動の発展を促す機会づくりや、持続的な取り組みのための担い手発掘・育成に係る取り組みを支援します。

■墨田区まちづくり条例によるまちづくりの進め方



■地区まちづくり団体の活動

平成 30（2018）年度末現在、10 地区で墨田区まちづくり条例に基づく地区まちづくり団体が結成され、まちづくり活動を進めています。

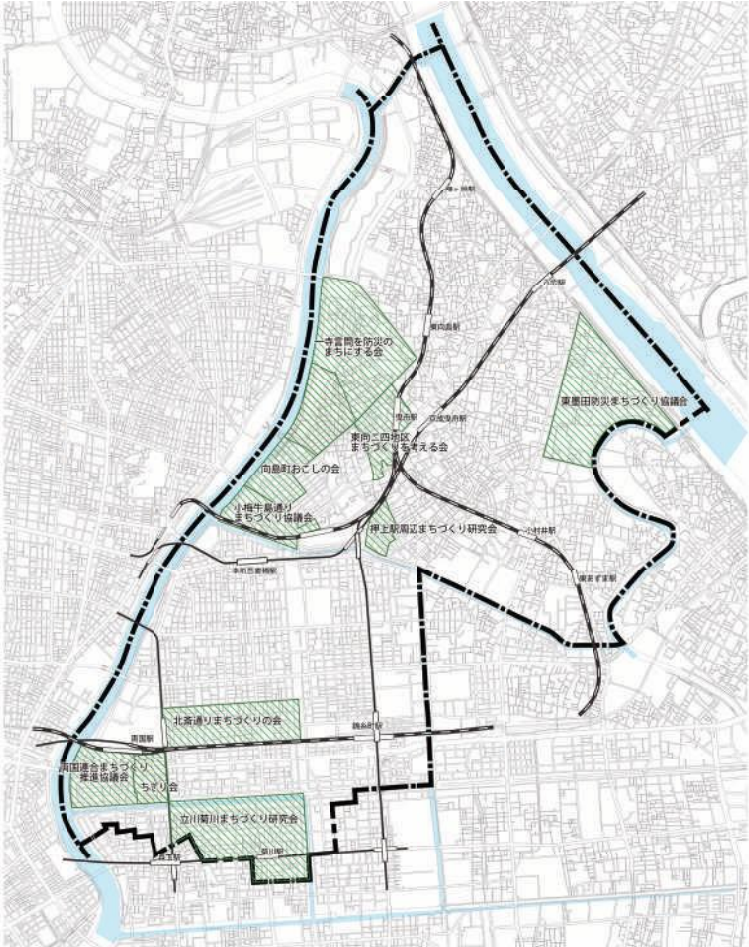
まちづくりの取組みとして、地区内の開発に対し、地区の暮らしや歴史・文化、景観への理解、そして住環境の向上につながるよう、事業者と協議を行っている団体や、災害をキーワードに地域住民主導のまちづくりを実践している団体など、様々な活動が行われています。

図VI-1 地区まちづくり団体
 (平成 31 年 3 月現在)

団体名称	設立年月日
東墨田防災まちづくり協議会	平成 8 年 8 月 12 日
ちぎり会	平成 18 年 6 月 1 日
押上駅周辺まちづくり研究会	平成 22 年 1 月 27 日
両国連合まちづくり推進協議会	平成 22 年 4 月 1 日
東向二四地区まちづくりを考える会	平成 22 年 6 月 1 日
立川菊川まちづくり研究会	平成 23 年 6 月 17 日
小梅牛島通りまちづくり協議会	平成 24 年 3 月 31 日

団体名称（認定地区）	設立年月日
一寺言問を防災のまちにする会	昭和 60 年 4 月 1 日
北斎通りまちづくりの会	平成 17 年 9 月 14 日
向島町おこしの会	平成 19 年 4 月 1 日

図VI-2 地区まちづくり団体活動区域



2 推進への取り組み

(1) まちづくりの推進

1) 協治（ガバナンス）を基本理念としたまちづくりの推進

協治（ガバナンス）を基本理念として取り組んできた墨田区のまちづくりを継承し、より一層、地域のつながりや支え合いを高めながら、魅力や活力のある将来像を実現していきます。

そのためにも、墨田区、区民、事業者それぞれの役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動していきます。また、「主要推進プロジェクト」を実施していく上でも、地域住民等との検討協議の場を設け、まちづくりの課題やビジョンの共有化、検討を進め、協治（ガバナンス）を意識したまちづくりを実践していきます。

○墨田区の役割

これからのまちづくりでは、区民等が主役となって、主体的かつ独自性を持ちながらまちづくりを推進することがますます重要となってきました。墨田区では、墨田区協治（ガバナンス）推進条例に基づき、自主・自立の区政運営を行うとともに、区民等と協力しながら協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進していきます。加えて、墨田区まちづくり条例に基づき、区民等の自発的な取り組みを促すとともに、支援を行っています。

道路や公園等都市施設の整備や防災まちづくりに係る市街地整備事業、地域地区等の法規制など、区が主体となって進めますが、区民や事業者等の意見の反映や協力を得ながら計画策定、事業評価を行うなど、区民等の参画を積極的に行い、官民協働の取り組みとして進めます。

また、地域の方々が積極的にまちづくりに関わり、自主的な活動や公共空間の利活用、維持管理等への参加などを行う場合には、制度や各種団体との協力体制づくりなど支援を行います。

なお、まちづくりを実現するための事業は、国や都をはじめ、隣接区など多くの公共・公益団体が関与しています。こうした各種団体と連携しながらまちづくりを進めるとともに、まちづくりの考え方や新たな事業手法の拡充など、理解と協力を求めます。

○区民の役割

長期予測では大きく社会構造の変化が予測されている中で、区民は自らの暮らしを自ら支える主体であり、地域で活動しながら、地域の担い手となることが求められます。また、災害時の対応なども自助・共助の重要性が認識される中、区民は自助の主体であることを認識することが大切です。

まちづくりへの関心・意識を高めつつ、地域の活動に積極的に参加するとともに、持続発展する地域となるよう自分たちでできることを考え、試行的に取り組んでいくことが期待されます。

○事業者の役割

地域で働く事業者も区民と同様に地域に関わる地域社会の一員として、自助の主体としての認識をもとに、区民とともに地域の担い手となることが求められます。

このため、本区内で事業を行う際は、本計画をはじめ、墨田区の都市づくりや関連する計画を理解し、それらに基づく施策や区民主体のまちづくり活動等へ協力するとともに、事業者の持つ専門性を生かし、魅力あるまちづくりに貢献することが期待されます。

2) 多様な都市活動と民間活力によるまちづくり

墨田区の市街地では居住、商業、業務、産業、文化、医療福祉など多様な都市活動が行われています。このような都市活動を支えるサービス機能は、行政による整備・誘導だけではなく、民間の投資や地域の積極的な参加がより重要となっています。

民間の投資・活動が持続的に行われるよう、まちの魅力づくりや資産価値の向上に資するまちづくり活動を促進します。

また、都市活動を支える民間施設の更新や大規模な開発・建築計画等に際して、現行の法規制に抵触するケースも想定されます。こうした場合、周辺環境に配慮するとともに地域の課題解決に資する都市機能の導入などを条件に法規制の特例措置を行うなど、地域ぐるみの環境づくりと民間活力の維持・向上を図ります。

3) 新たな価値の創造や変化への対応

今後の社会経済情勢の変化の中、必要性や緊急性に応じて政策の優先順位を判断し効果的なまちづくりを推進していくことが大切です。

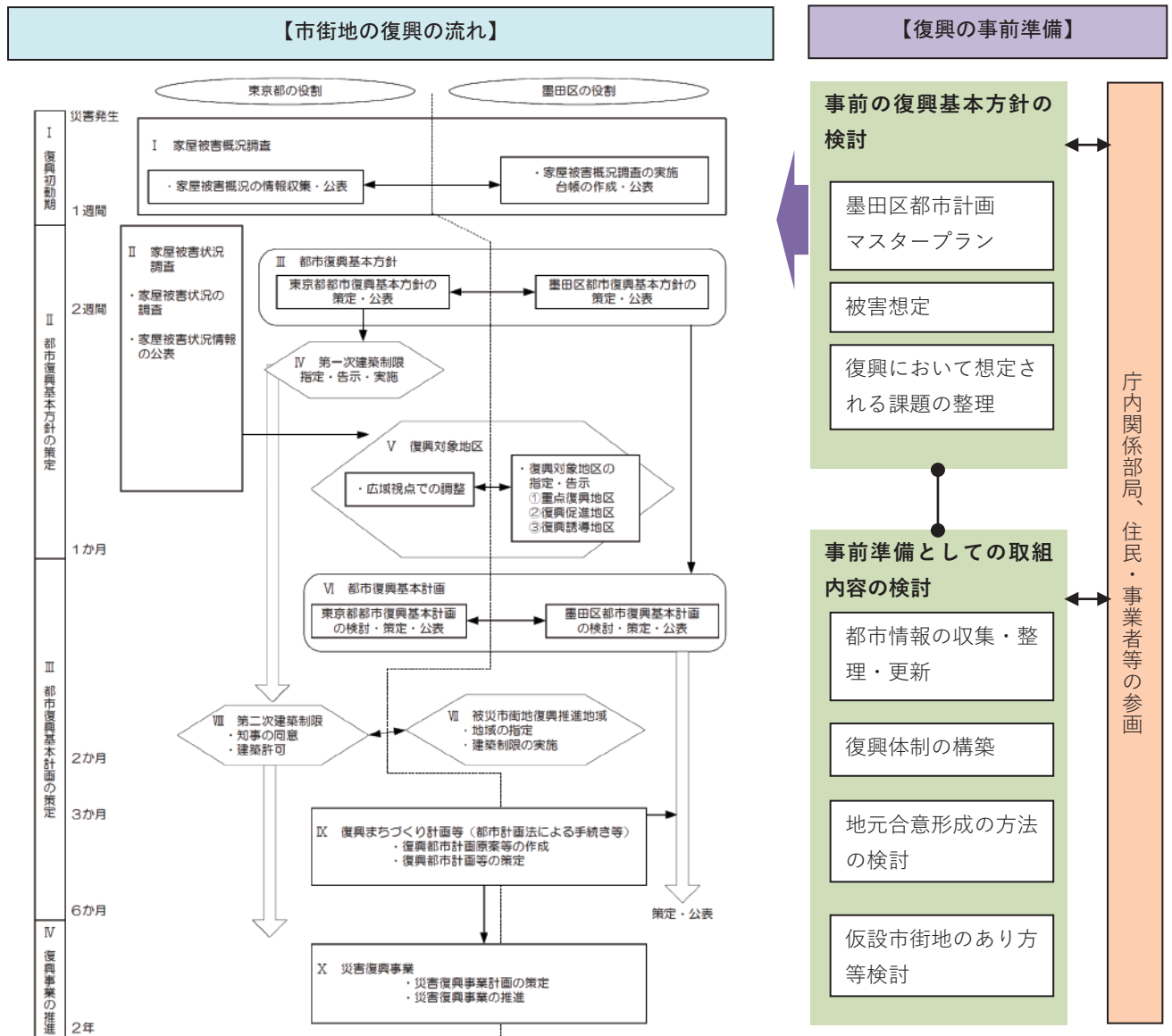
新たな技術革新、法制度などを取り入れながら、地域とともに柔軟に対応していけるまちづくりを推進できるよう、区民や事業者等と協議し、まちづくりのアイデアを実験的に実践するなど、各主体の積極的な検討を取り入れながら、新しい魅力や価値の創出に向けて地域とともに取り組みます。

(2) 復興事前準備の推進

墨田区では、「墨田区災害復興基本条例」を制定し、大規模な災害により重大な被害を受けた場合に、復興区民組織や地域復興協議会の活動とその支援を通じて、区民、事業者及び区が協働して「暮らしの復興」に取り組むことを定めています。

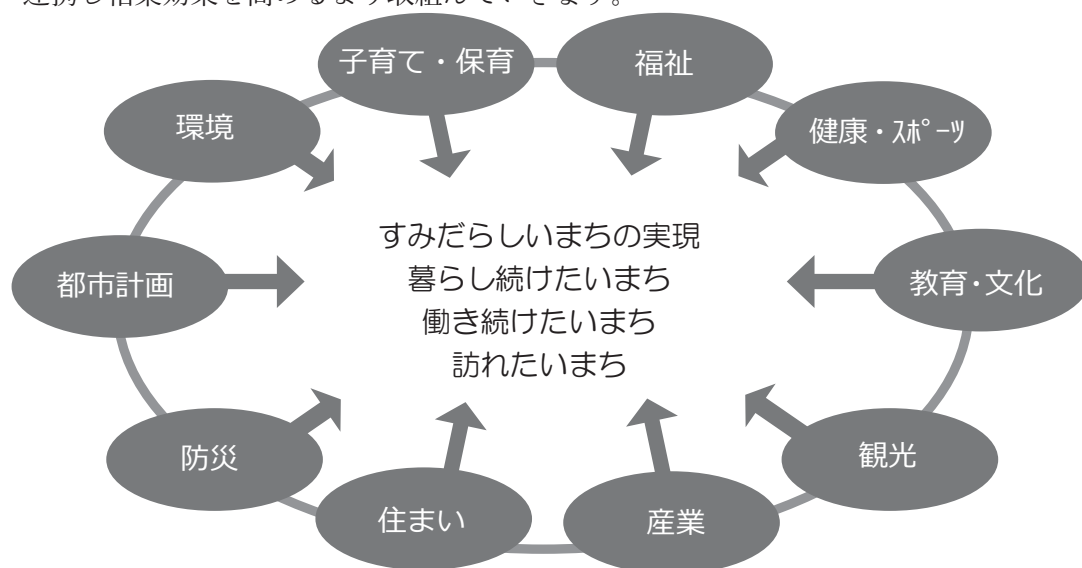
被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを進めるため、地域の特性や被害想定を確認したうえで復興の手順や実施方針を検討します。あわせて、区民、事業者及び区の復興まちづくりへの理解を高め、復興まちづくりに関する知識や手順を習得するための復興訓練を推進していきます。

また、このマスタープランは、都市復興基本方針、都市復興基本計画の役割を担うものですが、被害状況に応じた市街地整備の方向性など、復興まちづくりの実施方針とあわせて計画的な位置づけの検討を進めます。



(3) 施策連携によるまちづくりの推進

これからのまちづくりは幅広く多様な分野にわたる総合的な取り組みが求められるため、ハードとソフトの両面から関連する分野間の調整や整合を図りながら、相互に連携し相乗効果を高めるよう取り組んでいきます。



都市計画マスタープランの項目			関連計画等
全体構想	土地利用の方針		公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 3 月)
	都市施設等の方針	道路・交通	公共施設等総合管理計画(平成 28(2016)年 3 月) 交通バリアフリー道路特定事業計画(平成 27(2015)年 6 月)
		水とみどり	緑の基本計画(平成 23(2011)年 2 月) 公園マスタープラン(平成 22(2010)年 11 月) 北十間川水辺活用構想(平成 19(2007)年 3 月) 隅田川水辺空間等再整備構想(平成 18(2006)年 4 月)
		供給施設等	一般廃棄物処理基本計画(平成 23(2011)年 4 月)
分野別構想	安全・安心		空家等対策計画(平成 29(2017)年 6 月) 地域防災計画(平成 29(2017)年度修正) 耐震改修促進計画(平成 28(2016)年 9 月)
	住まい		住宅マスタープラン(平成 29(2017)年 3 月) 健康づくり総合計画(平成 28(2016)年 3 月) 文化芸術の振興に関する基本指針(平成 25(2013)年 6 月) まなびプラン(第三次生涯学習推進計画、平成 24(2012)年 3 月) 第三次地域福祉計画(平成 23(2011)年 3 月)
	環境		第二次環境の共創プラン(環境基本計画、平成 28(2016)年 3 月) 地球温暖化対策地域推進計画(平成 20(2008)年 3 月)
	景観		景観計画(平成 29(2017)年 6 月) 景観基本計画(平成 20(2008)年 3 月)
	産業・観光		観光振興プラン(平成 27(2015)年 4 月) 産業振興マスタープラン(平成 25(2013)年 3 月) 工業振興マスタープラン(平成 21(2009)年 3 月) 商業活性化すみだプラン(平成 19(2007)年 3 月)

3 計画の見直しと評価

このマスタープランは都市計画、まちづくりの分野の最上位の計画で、現時点での墨田区の将来ビジョンを示したものであり、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、実効性のあるものとするために、内容及び達成状況等について評価・検討を行い、必要に応じて見直しを行うことが求められます。

(1) 計画の見直しと評価

マスタープランの改定にあたっては、改定検討委員会の検討、都市計画審議会の諮問を通じた専門家意見の反映、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントを通じた区民意見の反映、そして庁内検討会、関係課との協議など庁内の意見集約、墨田区としての方針の反映など多層的な手続きによりまとめていますが、次回の見直しにあたっては、今回と同様の手続きを行います。

また、まちの現状や課題、まちづくりに対する評価について、住民意識調査などの統計データを活用し、定期的に区民意見を捉え、計画内容や施策展開の点検に資するようになります。

(2) 計画の更新時期

基本構想、基本計画の見直しにあわせた定期的な改定や、社会経済情勢の変化やまちづくりの成果にあわせた改定に対応し、概ね10年を目途に見直しを実施します。

